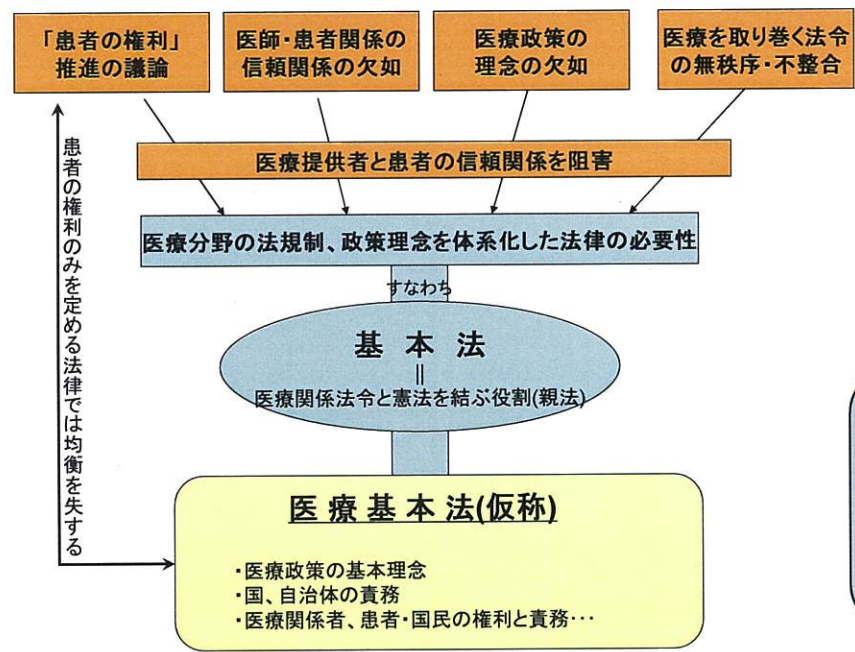


# 日本医師会医事法関係検討委員会報告書における「医療基本法」の考え方



### 基本的視点

- 患者の利益を第一に考える
- 基本的な骨格のみを定め、罰則などは設けない
- 将来にわたり基本法として通用する柔軟性を備える
- 関係者の権利や責務・役割を過不足なく盛り込む

### 基本法の制定はゴールではない

課題

- ・基本法のもとにどのような個別法を整えるか
- ・既存の法令・行政通知を「基本理念」に沿ったものに改める
- ・介護、福祉の扱いをどう考えるか

最終的に…

### 信頼関係に満ちた医療を取り戻す

## 医事法関係検討委員会「医療基本法」の制定に向けた具体的提言

<b>第1章 総則</b>	
§ 1 目的	§ 5 地方公共団体の責務
§ 2 定義	§ 6 医療提供者の責務
§ 3 基本理念	§ 7 国民の責務
§ 4 国の責務	
<b>第2章 医療提供体制を確保するための施策</b>	
§ 8 施策の策定	§ 10 地域における医療行政施策
§ 9 国の財源確保義務	
<b>第3章 医療提供者の責務</b>	
§ 11 説明と同意	§ 14 医療提供者の裁量
§ 12 守秘義務、個人情報の取り扱い	§ 15 研鑽義務
§ 13 最善の医療を提供する義務	§ 16 患者の利益を擁護する責務
<b>第4章 患者等の権利と責務</b>	
§ 17 自己決定の権利	§ 20 診療に協力する義務
§ 18 診療情報の提供を受ける権利	§ 21 秩序ある受療をする責務
§ 19 秘密およびプライバシーの保護	

### 「医療基本法制定に関するシンポジウム」

- ・H24.12.22 日本医師会館
- ・H25. 2. 9 福岡(九州医師会連合)
- ・H25. 3.20 札幌(北海道医師会)
- ・H25. 5.19 奈良(近畿医師会連合)
- ...